

# 「長岡市中山間地域振興条例（案）」に係るパブリックコメントの実施結果

## 1 概要

### (1) 実施期間

令和4年4月25日（月曜日）から5月24日（火曜日）まで

### (2) 実施の周知

市ホームページ（市議会のページを含む。）及び市議会だより（4月25日発行号）への掲載並びに  
アオーレ長岡東棟1階情報ラウンジ及び各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は地域振興課）への備付け

### (3) 意見提出者

3人

### (4) 意見件数

22件

## 2 寄せられたご意見と市議会の考え

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
1	前文	<ul style="list-style-type: none"><li>前文第3段落「しかしながら…影響が出始めた」とあるが、既に影響が出ていると考える。</li></ul>	本市議会では、本市における中山間地域の現状と課題について協議を重ねてきました。そこで、ご指摘の点については、前文の検討において、「中山間地域の現状はさまざまであり、公益的機能の維持や地域資源の確保等についての影響が、すべての地域で出ているとまでは言えない」という結論となりました。そのため、「出始めた」という表現にしたものです。
2	前文	<ul style="list-style-type: none"><li>第4段落中「今後、中山間地域の荒廃がさらに進めば」とあるが、既に荒廃は進んでいる。</li></ul>	いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。
3	前文	<ul style="list-style-type: none"><li>前文中11行目までは、中山間地域の公益的機能や地域資源としての価値を市民全体が共有するためには必要かもしれないが、情緒的な表現となっている。この部分は簡潔に述べ、条例制定の背景や理由、人口減少から生じる課題への決意等を強調すべきと考える。</li></ul>	ご意見にもありますが、中山間地域の公益的機能や地域資源としての価値を市民全体が共有するために、前文中11行目までの表現は必要と考えます。そこで、第一段落は本市の地勢の特徴、第二段落は中山間地域

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「守門岳」「信濃川」等の固有名詞は他の政策条例でも使用されているか。</li> </ul>	<p>の役割、第三段落は中山間地域の現状、課題及び今後の位置付け、第四段落は条例の制定目的を規定しています。</p> <p>ご指摘いただいた、条例作成の背景や理由等については、第三段落及び第四段落において、記載しております。</p> <p>なお、「守門岳」、「信濃川」等の固有名詞については、過去の政策条例においても使用しています。</p>
4	第1条（目的）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民が安全に…できる地域」について、公共交通は無くなり、交通インフラの整備も進んでいない状況である。また、高齢化も進み、山が荒れたことで鳥獣被害が発生している状況にある。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>
5	第2条（定義）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不利な地域」とは、具体的にどの地域か。</li> </ul>	<p>本規定は、中山間地域の定義を「平地の周辺部から山間部までの地域で、その地理的条件や人口減少等により農業生産及び生活条件が不利な地域」としております。そのため、個別の地域を指定するものではありません。</p>
6	第3条（基本理念）第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのような集落を想定しているか。県内、国内にモデル的集落はあるか。</li> </ul>	<p>本規定は、中山間地域の振興を図るに当たっての基本理念を規定しております。また、具体的なモデル集落の想定はしていません。</p>
7	第4条（市の責務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「施策を総合的かつ計画的に実施する」とあるが、具体的な施策はあるか。また、担当部署を決めるのか。</li> </ul>	<p>本規定は、中山間地域の振興を図るに当たっての基本理念を踏まえた上で施策を総合的かつ計画的に実施することを市の責務として規定しております。具体的な施策は、施策を実施する理事者側で検討するものと考えます。</p> <p>担当部署については、条例制定後に決定されます。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
8	第6条（地域住民の役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に地域住民は、コミュニティの維持に取り組んできが、高齢化や人口減少が進んだことで、新たなことに取り組む人材や気力が失われている。高齢者の住民に何を期待するのか。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。また、本規定は高齢者に対して特別な役割を担わせることを目的とした規定ではなく、地域住民自身が主体的、自主的に活動することで中山間地域の振興が図られると考え規定したものです。</p>
9	第6条（地域住民の役割）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域住民は、自主的かつ主体的に振興を図るよう努めるものとする」とあるが、地域住民が自主的かつ主体的に「考え」「努める」ことに限界を感じるが増えると考え。</li> <li>条文上、「考え」「努める」ことが地域住民の責務であるかのような印象を抱かせるが、地域住民のそれに対し、長岡市は支援や相談に応じるなどの寄り添う姿勢を示すべきと考える。</li> </ul>	<p>本規定は、地域住民自身が主体的、自主的に活動することで中山間地域の振興が図られると考え規定したものです。また、地域住民に責務（義務）を課すことを前提とするものではありません。</p> <p>あわせて、市の支援・相談に関する姿勢については、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>
10	第7条（施策の基本方針） 第1号及び第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に対して理解の促進を図る主体は誰か。</li> </ul>	<p>本規定は、市が施策を実施するに当たっての基本方針を規定するものです。そのため、第7条各号規定の主体は市と考えています。</p>
11	第7条（施策の基本方針） 第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>中山間地域の農業においては、土地改良が未実施のため生活の糧となる農業は困難といえる中で、産業とは具体的に何を想定しているか。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。また、中山間地域における産業として、農林業その他観光業などを想定しています。</p>
12	第7条（施策の基本方針） 第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活基盤の整備とは具体的に何か。</li> </ul>	<p>生活基盤の整備とは、道路や公共交通をはじめとする生活環境に関連する社会インフラを想定しています。</p>
13	第7条（施策の基本方針） 第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金を利用して単に移住を促進するのではなく、中山間地域の住民の満足度を上げることを優先してもらいたいと考える。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
14	第9条（推進体制の整備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制の整備について、どの程度の予算を考えているか。</li> </ul>	<p>予算編成は理事者側が行うことから、具体的な金額の想定はありません。いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>
15	第10条（市民の意見の反映）	<ul style="list-style-type: none"> <li>「振興に関する施策…必要な措置」について、どのような施策を考えているか。</li> </ul>	<p>本規定は、市が実施する振興施策が的確に実施されるために、市民の意見や中山間地域の現状を把握するための措置を講ずることを規定しています。</p> <p>具体的な施策は、施策を実施する理事者側で検討するものと考えます。</p>
16	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>条文中で用いている「振興」という単語はどのような意味で用いているか。また、「振興」とは、地域と行政が一体となって人口減少社会に立ち向かうことと考えるため、条例制定後、「振興」の在り方に関する検討会（第10条）の設置を提案したい。</li> </ul>	<p>「振興」という言葉は、物事を盛んにすること、物事が盛んになること、という意味で用いております。</p> <p>本条例は、中山間地域の振興を図ることを目的としたものであり、その振興を図る方法はいただいた意見を含めて様々あると考えております。</p> <p>そのため、いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>
17	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口は地域の在り方を左右すると考える。中山間地域の振興には、人口減少社会への対応が重要と考える。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>
18	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少の理解には、減少・高齢化の実態を分析し把握する必要があり、長岡市は、中山間地域の現状を把握した上で、持続可能な取り組みを検討すべきと考える。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>
19	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域にあるコミュニティセンターは地域の拠点として、憩いの場や交流の場のような役割や機能を発揮すべきと考える。</li> <li>長岡市はコミュニティセンターが地域社会を維持するための拠点と位置付け、運営方法の検討や組織体制の強化を図るべきと考える。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>
20	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>長岡市は外部人材の受け皿づくりに取り組むべきである。具体的には、空き家の活用などによる休憩・宿泊可能な施設の整備や外部人材導入に関する各種支援を検討すべきでと考える。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>

No.	該当箇所	意見の概要	意見の取扱い方針
21	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中山間地域振興条例を有意義なものとするため、条例の趣旨を生かした政策の実施が必要と考える。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>
22	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当地区は、各種イベントや芸能保存など地域活性化への取り組みをしているが、限界集落に迫りつつある状況にあり、人手不足は否めず結果として、一部の人に負担が集中しているように感じる。</li> <li>• 若い世代が地元に残り、頑張れる、また地域が明るく元気が持続できるための支援を期待している。</li> </ul>	<p>いただいたご意見は、今後具体的な施策を実施する理事者側と共有させていただきます。</p>